

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

1

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換護

「13」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2

② 「区分番号」欄:「10258」

③ 「適用額」欄:「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「20」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2

② 「区分番号」欄:「10258」

③ 「適用額」欄:「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合